南山大学オープンアクセス方針実施要領

この要領は、「南山大学オープンアクセス方針」（2020年9月16日図書館委員会承認、2020年9月22日評議会承認、2020年9月25日施行）の実施に必要な事項を定めるものである。

（趣旨）
1　南山大学（以下「本学」という。）は、「南山大学グランドデザイン」に基づき、本学に所属し研究活動を行うすべての研究者に、その研究成果を広く公開することを奨励する。
　本学は、研究成果に対する学内外からの自由な閲覧を保証することにより、学術研究のさらなる発展に寄与するとともに、情報公開の推進、社会に対する説明責任と研究成果の社会への有効かつ積極的な還元を果たすために、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

1　「南山大学オープンアクセス方針」は、教員による自発的な研究成果発信を促すために、研究機関としての本学の責任を果たすことを学内外に向けて表明するものである。

2　「オープンアクセス」とは、研究成果をインターネット上に無償で公開し、誰もが障壁なくアクセスし、利用できるようにすることである。
　オープンアクセスによって研究成果を広く公開し、利活用を促進することで、研究成果への理解促進やさらなる普及、研究成果に関する透明性や質の保証等が期待できる。研究者にとっても、研究成果の可視性が向上する、引用される可能性が高まる、自分自身がいつでも確認することができるといったメリットがある。

　オープンアクセスには、大きく分けて以下の2種類がある。

①グリーン・オープンアクセス（セルフ・アーカイブ）
　機関リポジトリや研究者のWebサイトによるオープンアクセスで、出版社版あるいは著者最終稿を無料で公開する方法。
②ゴールド・オープンアクセス
　学術雑誌自体をオープンアクセス出版する方法。
　現状では、著者がAPC（Article Processing Charge）を支払うことによってオープンアクセスジャーナルを出版するというモデルが主流となっている。

3　南山大学オープンアクセス方針は、本学の機関リポジトリである南山大学機関リポジトリ（以下「本学リポジトリ」という。）に研究成果を登録することにより、グリーン・オープンアクセスの実現を目指すものである。ただし、著者が希望する場合は、著者のWebサイトでの公開や、オープンアクセスジャーナルへの投稿による公開等を選択することも可とする。

（研究成果の公開）
2　本学は、本学の在籍者（過去に在籍したことのある者を含む。）による研究成果（以下「研究成果」という。）を、可能な限り、広く無償で公開する。その際、著作権は本学には移転しない。

1　本学の在籍者の定義は、以下のとおりとする。
①「南山大学職員規則」第4条に規定される常勤の教育職員のうち、教授（大学院教授を含む。）、准教授、講師および助教。当該研究成果に掲載の所属機関が「南山大学」であること。
②本学の在籍者が退職あるいは他機関へ異動した後も、本学在籍時に出版され、本学リポジトリ等に登録した研究成果は引き続き保存・公開される。

2　公開対象となる研究成果は、国内外の出版社や学協会等が発行する学術雑誌に掲載されたもの、および学内刊行物に掲載されたものである。学外研究者との共同研究成果も本方針の

対象となる。科学研究費助成金等競争的研究資金を含む公的研究資金、およびパッヘ研究奨励金等学内の研究費による研究成果については、原則公開とする。

3　学内刊行物については、投稿規程に「掲載原稿の複製、公衆送信およびクリエイティブ・コモンズ・ライセンス（以下「CCライセンス」という。）の付与の許諾」について規定するよう求めることにより、掲載記事の公開を推進する。

4　本学リポジトリへの掲載に際しては「CCライセンス：表示-非営利-改変禁止 4.0 国際（CC BY-NC-ND 4.0）（およびその後継版）」の付与を原則とする。

5　研究成果が登録された後も、当該研究成果の著作権が本学に移転することはない。登録前の著作権者が著作権を保持し続ける。

（公開方法）
3　研究成果の公開は、南山大学機関リポジトリその他当該研究成果の著者が選択する方法によるものとする。

1　本学リポジトリ以外にも研究成果をオープンアクセス化する方法はあるため、当該研究成果の著者が選択する方法により公開するものとする。

2　「その他当該研究成果の著者が選択する方法」とは、以下のような方法を指す。
①オープンアクセスジャーナルへの掲載による公開（ゴールド・オープンアクセス）
②外部の機関が設置するリポジトリでの公開
③　著者あるいは学内部局のWebサイトでの公開

3　オープンアクセスの方法として、本学リポジトリでの公開を行う場合は、以下のとおりとする。
①研究成果の公表後、できるだけすみやかに、著者自身がWebサイトより図書館事務室に登録申請を行う。著作権が著者を含め複数の者に帰属している場合、または著者以外に帰属している場合は、著者は、研究成果の複製権、公衆送信権等の著作権の利用および行使ならびにCCライセンスの付与について、著作権者から利用許諾を得るものとする。詳細は、以下の4の表を参照のこと。
②リポジトリでの公開が許諾されている版および公開禁止期間（embargo）の確認作業は、図書館事務室が行う。確認作業の結果、リポジトリでの公開が許諾されている版が著者稿あるいは著者最終稿であった場合は、該当する版を著者に提供してもらう。その際のファイル形式は原則としてPDFとする。
③出版社版のリポジトリでの公開が認められている場合は、図書館事務室が出版社版を入手し、本学リポジトリで公開する。また、公開禁止期間（embargo）が設定されている場合は、公開禁止期間が終了した後、本学リポジトリで公開する。
④学内刊行物については、発行部局等がWebサイトより図書館事務室に登録申請を行う。ただし、投稿規程等に掲載原稿の複製、公衆送信およびCCライセンス付与の許諾について明記されている場合は、刊行物単位で一括して登録申請を行うことができる。この場合は、変更、中止等の申出があるまで、当該申請は継続するものとみなす。
⑤本方針で公開対象となった研究成果以外の成果物、方針施行前の研究成果についても、「南山大学機関リポジトリ運用規程」第4条で定められている登録対象に該当するものを、自発的に提供することで、オープンアクセス化を促進する。

4　研究成果の複製権、公衆送信権等の著作権の利用および行使ならびにCCライセンスの付与についての著作権者への許諾確認および本学リポジトリでの公開に際しての対応は、以下のとおりとする。

著作権者	許諾確認	公開に際しての対応
出版社・学協会等 （学術雑誌等への掲載等にあたって、出版社・学協会等に著作権が移転している場合）	著者（申請者）が著作権者に対して行う。ただし、許諾を得ることが困難な事情がある場合は、図書館事務室に委任することができる。（※注1）	出版社・学協会等の許諾条件について確認した上で、研究成果の適切な版を本学リポジトリで公開する。
著者（共著者なし） （学術雑誌等への掲載等にあたって、出版社・学協会等に著作権が移転していない場合）	リポジトリ登録申請をもって許諾とする。	特に必要なし
著者（共著者あり） （学術雑誌等への掲載等にあたって、出版社・学協会等に著作権が移転していない場合）	著者（申請者）が共著者に対して行う。	共著者全員の合意が必要となるため、確認については、著者（申請者）が行う。なお、共著者の合意について文書を提出する必要はない。

（※注1）著作権譲渡書（Copyright Transfer Form）がある場合は、登録申請の際に提出すること。

【参考】出版社の許諾条件の確認

■リポジトリ登録が許諾されている版（バージョン）の確認

論文は、初稿の提出から出版までの各段階で、査読の反映状況や出版社による版組の状態により、いくつかの「版（バージョン）」として捉えることができる。

(1) 著者稿（出版社へ投稿した、査読前の原稿）
(2) 著者最終稿（査読後、出版社に受理された原稿）
(3) 出版社版（著者校正後、出版社版組後、出版された雑誌に掲載された論文）

【参考】CCライセンスの種類

CCライセンスを利用することで、著者は著作権を保持したまま作品を自由に流通させることができ、利用者はライセンス条件の範囲内で再利用することができる。CCライセンスは以下の6種類がある。

表示	著者のクレジットを表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いCCライセンス。
表示－継承	著者のクレジットを表示し、改変した場合には元の作品と同じCCライセンス（このライセンス）で公開することを主な条件に、営利目的での二次利用も許可されるCCライセンス。
表示－改変禁止	著者のクレジットを表示し、かつ元の作品を改変しないことを主な条件に、営利目的での利用（転載、コピー、共有）が行えるCCライセンス。
表示－非営利	著者のクレジットを表示し、かつ非営利目的であることを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるCCライセンス。
表示－非営利－継承	著者のクレジットを表示し、かつ非営利目的に限り、また改変を行った際には元の作品と同じ組み合わせのCCライセンスで公開することを主な条件に、改変したり再配布したりすることができるCCライセンス。

表示－非営利－改変禁止	著者のクレジット（氏名、論文等タイトルなど）を表示し、かつ非営利目的であり、そして元の論文等を改変しないことを主な条件に、論文等を自由に再配布できるCCライセンス。

（適用の例外）
4　著作権その他やむを得ない理由で公開が不適切である場合は、本学は当該研究成果を公開しない。

1　著作権その他やむを得ない理由で公開が不適切である場合は、当該研究成果を公開しない。

2　教員の申請または本学の決定等により研究成果を非公開にすべきかどうかの判断が必要となった場合、図書館長が当該研究成果の公開についての可否を判断する。

3　公開が不適切である場合として、以下の例が挙げられる。
①著作権者である出版社・学協会等あるいは共著者の許諾が得られない場合。
②個人情報やプライバシーに関する内容が含まれており、インターネット上での公開が適切でない場合。
③出版社版と異なる版の公開を差し控えたい場合（アクセプト後に文章表現の校正が入った場合で、著者最終稿を修正して提出する作業が煩雑な場合を含む）。
④捏造、改ざん、盗用、剽窃等、研究活動における不正行為があった場合。

（適用の不遡及）
5　本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。ただし、公開の申し出があるなど、特段の事情がある場合はこの限りでない。

1　本方針は、施行日（2020年9月25日）以降に発表・出版された刊行物に適用する。本方針を遡って適用することは行わない。

2　施行日以前に出版された研究成果についても、オープンアクセス化の希望がある場合は、本学リポジトリへの登録を受け付ける。

3　研究成果の種類による登録手順は、以下のとおりとする。

種類	公開義務	登録・提出方法	説明
2020年9月25日以降の研究成果	研究成果を広く公開することを奨励。科学研究費助成金等競争的研究資金を含む公的研究資金、およびパッヘ研究奨励金等学内の研究費による研究成果については、原則公開	登録申請による	「南山大学オープンアクセス方針」施行日の2020年9月25日以降に発表・出版された研究成果が対象
2013（平成25）年4月1日以降の学位論文	学位規則により義務化	「登録申請書」による。学位授与日から1年以内に全文を提出	現行の「学位規則」が施行された2013（平成25）年4月1日以降に学位を授与された著者の学位論文が対象
その他の研究成果	任意	登録申請による	南山大学において創出された教育・研究活動の成果物が対象。詳細は「南山大学機関リポジトリ運用規程細則」

（その他）
６　本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、別に定める。

１　本方針の実施にあたり、定めのない事項については、必要に応じて別途定めることとする。なお、要領の内容は、今後学内関連部署や出版者との調整により変更される場合がある。

２　本実施要領の他、以下の方法で実施に関する情報の周知を行う。
①図書館Webサイト（および大学ポータルサイト（PORTA））
②教授会における資料の提示

附　　則
この実施要領は、2021年3月9日から施行する。
附　　則
この実施要領の改正は、2023年11月1日から施行する。